

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取り組みについて

看護職員の負担軽減および処遇改善を推進し、働きやすい環境を整備するため、以下の取り組みを行っています。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者

副院長 石原明

(2) 勤務状況の把握・管理に関する取り組み

- ・平均週 40 時間以内の勤務調整
- ・時間外労働の把握と削減
- ・年次有給休暇取得日数の把握と取得促進
- ・夜勤明け翌日は原則として勤務を免除
- ・夜勤回数の調整(必要に応じて減免)

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会の設置

名称: 病院勤務医・看護職員負担軽減検討委員会

開催: 年 2 回

(4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画を策定して院内に掲示し、周知を図る。

(5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開

院内掲示により公開

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項

(1) 業務量の調整

- ・月ごとに時間外労働時間を集計し、衛生委員会等で状況を把握する。
- ・適宜勤務異動や他部署からの応援により業務量を調整する。

(2) 他職種との業務分担

職種	業務分担
薬剤師	・入院患者の退院決定時に持参薬の残数確認を行う ・薬剤名の変更等、薬剤の情報をDIニュースにより提供する ・退院時の内服説明を行う
リハビリ職	・リハビリを行う病棟患者の送迎を行う
臨床検査技師	・外来の採血業務を行う
臨床工学技士	・医療機器の点検業務を行う
医師事務作業補助者	・診断書等書類作成、発熱外来の問診代行入力を実施する
事務職	・外来、病棟クラークを配置する

(3) 看護補助者の配置

- ・看護補助者の夜間配置(A棟5階病棟)

(4) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・院内保育所の活用(夜間保育・日曜保育の実施)
- ・夜勤の減免制度の活用
- ・休日勤務の制限制度の活用
- ・育児・介護短時間勤務制度の活用
- ・他部署への配置転換を行う